

入札公告（電子入札）

一般競争入札（事前審査方式）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年11月18日（火）

群馬県警察本部長 倉木 豊史

記

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品名 非常用食糧の購入
- (2) 品質・規格 アルファ米・缶詰・保存水（仕様書のとおり）
- (3) 数量 仕様書のとおり
- (4) 納入の場所 群馬県警察本部西片貝町庁舎
- (5) 納入期限 令和8年2月27日（金）

2 入札参加資格

この公告の入札に参加できる者は、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者のうち、次に掲げる条件を満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 入札日において県から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札説明書の交付期間等

- (1) 交付期間 令和7年11月18日（火）から令和7年11月26日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
- (2) 交付方法 ぐんま電子入札共同システムによる。
URL (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)

4 入札参加申請書の提出期間及び方法

- (1) 提出期間 令和7年11月18日（火）から令和7年11月26日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。午前9時から午後4時まで
- (2) 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる。
URL (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)

5 入札手続き等

- (1) 入札書提出期間 令和7年12月2日（火）から令和7年12月4日（木）までの午前9時から午後4時まで
- (2) 開札日時 令和7年12月5日（金） 午前9時
- (3) 入札の方法

落札決定に当たっては、ぐんま電子入札共同システムにより入力された入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格（契約金額）とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入力し、ぐんま電子入札共同システムにより提出すること。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 提出した書類に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

7 問い合わせ先

〒371-8580

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

電話027-243-0110 内線2214～2216

入 札 説 明 書 (電 子 入 札)

入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

- 1 公 告 日 令和7年11月18日(火)
- 2 契 約 者 群馬県警察本部長 倉木 豊史
- 3 担当部局
〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係
(電話027-243-0110 内線2214~2216 FAX027-221-0881)

4 契約内容

- (1) 契 約 名 非常用食糧の購入
- (2) 品目及び数量 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年2月27日(金)
- (4) 納入場所 群馬県警察本部西片貝町庁舎

5 入札参加資格

この公告の入札に参加できる者は、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に記載されている者のうち、次に掲げる条件を満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 入札日において県から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てがなされている者(手続開始の決定後に資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

6 入札参加資格の確認

- (1) この公告の一般競争入札の参加希望者は、上記5に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加資格確認申請書(別添1。以下「申請書」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和7年11月18日(火)から令和7年11月26日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。午前9時から午後4時まで

イ 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる。

URL (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)

- (2) 提出する書類は、次のとおりとする。

申請書

- (3) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年11月27日(木)までにぐんま電子入札共同システムにより通知する。
- (4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時点までの期間に、入札資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を取り消すとともに、ぐんま電子入札共同システムにより通知する。

(5) その他

- ア 申請する書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 群馬県警察本部は、提出された申請書を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出期限日以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出する申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記3に同じ。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと通知された者は、入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

- (1) 提出期限 令和7年11月28日（金）午後5時
- (2) 提出場所 上記3に同じ
- (3) 回答期限 (1)により説明を求めた者に対してのみ令和7年12月1日（月）までに回答する。

8 仕様書等

(1) 仕様書等に関する質問については、次により質問書（別添2）で説明を求めることができる。

- ア 提出期間 令和7年11月18日（火）から令和7年11月26日（水）までの午前9時から午後4時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までの時間を除く。
- イ 提出場所 上記3に同じ
- ウ その他 提出は直接持参又はFAXとする。

(2) 上記の質問に対する回答は閲覧に供するほか、説明を求めた者に対して令和7年11月27日（木）までにFAXにより回答する。

- ア 閲覧期間 令和7年11月18日（火）から令和7年12月1日（月）までの午前9時から午後4時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までの時間を除く。
- イ 閲覧場所 上記3に同じ

9 入札執行の日時等

(1) 入札書提出期間

令和7年12月2日（火）から令和7年12月4日（木）までの午前9時から午後4時まで

(2) 開札日時

令和7年12月5日（金）午前9時

10 入札方法等

(1) 入札の方法

ぐんま電子入札共同システムによる。

URL (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)

(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、規則を了承のうえ行うこと。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。

(4) 落札者決定にあたっては、ぐんま電子入札共同システムにより入力された入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。

(5) 1回の入札において落札者がいないときは、2回目の入札を行うことがある。

2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

11 入札保証金

免除とする。

12 契約保証金

免除とする。

13 開札

開札は、上記 8 に掲げる日時において、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

14 入札の無効

(1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 申請者又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札

ウ 入札者が同一の入札について、2 以上の入札書を提出したとき。

エ 入札に際し、不正の行為があったとき。

オ IC カードを不正に使用した者の入札

カ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

15 落札者の決定方法

(1) 規則第 169 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となる同額の入札をした者が 2 名以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定する。

16 契約書の作成

あり

17 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札説明書及び仕様書を入手した者は、これを本入札以外の目的で使用してはならない。

仕 様 書

1 品目及び数量

(1) アルファ米 白飯	4,800食
(2) アルファ米 きのごはん	2,400食
(3) 缶詰 いわしうま煮	4,000個
(4) 缶詰 やきとり塩味	4,000個
(5) 缶詰 ひじき五目煮	4,000個
(6) 飲料水 保存水	4,680本

2 仕様

- (1) アルファ米 白飯
 - ・ 内容量100g以上であること。
 - ・ 5年間の賞味期間が確保されていること。(製造日が、納品日から起算して3箇月以内の日)であること。
- (2) アルファ米 きのごはん
 - ・ 内容量100g以上であること。
 - ・ 5年間の賞味期間が確保されていること。(製造日が、納品日から起算して3箇月以内の日)であること。
- (3) 缶詰 いわしうま煮
 - ・ 内容量140g以上であること。
 - ・ 3年間の賞味期間が確保されていること。(製造日が、納品日から起算して3箇月以内の日)であること。
- (4) 缶詰 やきとり塩味
 - ・ 内容量70g以上であること。
 - ・ 3年間の賞味期間が確保されていること。(製造日が、納品日から起算して3箇月以内の日)であること。
- (5) 缶詰 ひじき五目煮
 - ・ 内容量75g以上であること。
 - ・ 3年間の賞味期間が確保されていること。(製造日が、納品日から起算して3箇月以内の日)であること。
- (6) 飲料水 保存水
 - ・ 1.5ℓ入りペットボトルであること。
 - ・ 5年間の賞味期間が確保されていること。(製造日が、納品日から起算して3箇月以内の日)であること。

3 搬送条件

- (1) 納入場所は、群馬県警察本部西片貝町庁舎とすること。
- (2) 納品に際し、フォークリフト及び搬送者を必要数確保すること。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 倉木 豊史 殿

〒
住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

令和 7 年 1 1 月 1 8 日付けで入札公告のありました「非常用食糧の購入」に係る入札について、この入札公告に示された入札に参加する者に必要な資格を満たしていることを誓約するとともに、入札への参加を申請します。

記

- | | | | | |
|---|--|------|---|-------|
| 1 | 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4（成年後見人等） | 該当する | ・ | 該当しない |
| 2 | 群馬県財務規則第 1 7 0 条第 2 項（入札参加制限） | あり | ・ | なし |
| 3 | 県から指名停止の有無 | あり | ・ | なし |
| 4 | 会社更生法・民事再生法に基づく手続き開始の申立て | あり | ・ | なし |
| 5 | 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がある
〔 役員名 〕 | あり | ・ | なし |

※自社の役員名を 5 の役員名欄に必ず記載（別紙も可）すること。

整 理 番 号

別添2

質 問 書	
令和 年 月 日	
群馬県警察本部長 倉木 豊史 殿	
住 所	
商号又は名称	
代表者職氏名	印
電 話 番 号	
F A X 番 号	
令和7年11月18日付けで一般競争入札公告のありました「非常用食糧の購入」に係る入札について、別紙のとおり質問がありますので回答してください。	

契 約 条 項 案

物品の売買について、買受人 群馬県警察本部長 倉木 豊史 を甲とし、売渡人を乙として、次の条項により契約を締結する。

(契約の対象となる物品名等)

第1条 契約する物品名、規格、数量、単位、契約金額、履行期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 物品名、規格、数量及び単位

物 品 名	規 格	数 量	単位
アルファ米	白飯	4,800	食
	きのこごはん	2,400	食
缶 詰	いわしうま煮	4,000	個
	やきとり塩味	4,000	個
	ひじき五目煮	4,000	個
飲 料 水	保存水	4,680	本

※ 詳細は、別添「仕様書」のとおり。

(2) 契約金額は、金 円(うち消費税及び地方消費税の額は、金 円)とする。

(3) 履行期限 令和8年2月27日(金)

(4) 納入場所 群馬県警察本部西片貝町庁舎
(納入通知及び検査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知し、甲の指定する検査員の検査を受けなければならない。

(代金の請求及び支払)

第3条 甲は、前条の検査を終了し、納入を受けたときは、乙の請求により30日以内に契約代金を支払うものとする。

(延期の特約)

第4条 乙は、天災その他その責めに帰することができない理由により、期間内に契約を履行することができない場合は、甲に対して遅滞なく理由を付して、その履行の延期を求めることができる。

(契約変更)

第5条 甲は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、若しくは一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲は、本契約の履行期限若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定める。

(遅延利息)

第6条 乙の責めに帰する理由により、第1条の履行期限までに現品を納入しない場合は、乙は甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項に規定する遅延利息の額は、履行期限の到来の日の翌日から納入するまでの間の日数に応じ、未納部分の契約金額相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

(契約解除等)

第7条 甲は、乙の故意又は過失により契約期間内に契約履行の見込みがないと認めたときは、契約を解除することができる。

(1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

(2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の履行について不正の行為があったとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し

- ている者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (6) その他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- （談合等不正行為があった場合の解除等）
- 第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。
- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
- （違約金等の遅延利息）
- 第9条 乙が、第7条第2項並びに前条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- （契約不適合責任）
- 第10条 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下、「追完請求」という。）することができる。
- 2 甲は本物品が契約不適合により、本契約の目的を達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- （暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務）
- 第11条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。
- （疑義等の決定）
- 第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めるところによるものとし、なお疑義を生じたときは甲乙協議して定めるものとする。

以上契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印して各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県警察本部長 倉木 豊史 印

乙
印